令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 (募集型企画旅行(団体型商品))助成金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、南予広域観光プロモーション協議会(以下「当協議会という。」」が 予算内で、旅行会社が造成する募集型企画旅行(団体型商品)に対して助成金を交付す ることにより、愛媛県南予地域への旅行商品の造成を促進し、首都圏・関西圏等からの 観光客の誘致拡大及び観光振興を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす旅行業法(昭和27年法律第239号)及び同法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業及び地域限定旅行業の登録を得ている者(オンライン旅行代理店(OTA)は対象外とする。以下「旅行会社」という。)に対し、予算の範囲内で助成する。

(助成要件)

第3条 助成要件は以下のとおりとする。

【基本インセンティブ】

- (1)令和7年6月27日から令和7年9月30日までの期間に催行される募集型企画旅行 (出発日基準)であって、以下の各項目を満たしていること。
 - ① 1本あたり参加実績が10名以上であること
 - ※催行スタッフ (乗務員・添乗員等)を除くこと。なお、添乗員の同行は必須ではない。
 - ② 発地が県外であって、愛媛県内に宿泊すること ※ただし、中四国・九州発の旅行については、愛媛県内宿泊を要件としない。
 - ③ 別に定める指定コンテンツ及び食事施設から、2か所以上の有料施設(うち指定コンテンツ1か所以上)を含む3か所以上を組み込み、募集媒体の行程表内に記載すること
- (2) 参加者募集に際しては、募集媒体(会員向けへの DM、新聞掲載、WEB募集サイトなど)にキャンペーン名を記載するとともに、愛媛県南予地域を広く PR すること
 - ※南予地域は、宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町の9市町とする。
- (3)「学校行事として実施する旅行」、「国、地方公共団体、公的団体が実施する会議、研修旅行」、「四国霊場巡拝」、「インバウンド」又は「宗教活動、政治活動を目的とした旅行」でないこと。
- (4) 当協議会の他の助成制度を併用しないこと
 - ※他の助成制度との併用は認める

【加算インセンティブ】

(1) 基本インセンティブの(1) \sim (4) の要件を満たし、南予地域に宿泊すること。

(助成額及び助成限度額)

第4条 助成額は以下のとおりとする。

(1) 助成金額

基本インセンティブ	5,000円/人 ※中四国・九州発の日帰りツアーの場合は 2,000円/人とする
加算インセンティブ	3,000 円/人

(3) 助成限度額

【基本インセンティブ】

首都圈発着(愛媛県内宿泊)	1,000 千円 (200 人) / 1 事業所 ※
関西圏発着(愛媛県内宿泊)	1,000 千円 (200 人) / 1 事業所 ※
中四国エリア・九州沖縄エリア (日帰り)	200 千円(100 人)/1 事業所 ※
その他のエリア発着 (愛媛県内宿泊)	300 千円 (60 人) /1 事業所 ※

※エリアを首都圏エリア・関西圏エリア・北海道エリア・東北エリア・中部北陸エリア・ 中四国エリア・九州沖縄エリアに区分し、首都圏・関西圏・その他のエリア内に複数 の事業所やツアーブランドが存在する場合、合算して1事業所扱いとする

【加算インセンティブ】

首都圈発着(南予地域宿泊)	600 千円 (200 人) / 1 事業所 ※
関西圏発着 (南予地域宿泊)	600 千円 (200 人) /1 事業所 ※
その他のエリア発着(南予地域宿泊)	180 千円 (60 人) / 1 事業所 ※

- ※基本インセンティブ対象の集客人数を上限とする。
- ※エリアを首都圏エリア・関西圏エリア・北海道エリア・東北エリア・中部北陸エリア・ 中四国エリア・九州沖縄エリアに区分し、首都圏・関西圏・その他のエリア内に複数 の事業所やツアーブランドが存在する場合、合算して1事業所扱いとする。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者は(以下、「申請者」という)は、令和7年4月1日 から6月30日までに下記の書類を当協議会あてに持参又は郵送により提出するものと する。

【提出書類】(1)助成金交付申請書(様式第1号)

- (2) 事業計画書(別紙1) ※1商品ごとに作成すること
- (3) 旅行商品の内容がわかる資料(行程表等)
- (4) 募集媒体(会員向けへのDM、新聞掲載、ホームページ掲載 等) ※データ提出も可とし、申請時に制作途中のものは完成後、速やかに提 出すること

(助成の決定)

第6条 当協議会は、前条の申請に基づき助成の可否の決定を行い、交付を決定したとき は、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に対し通知する。

※助成金は、申請の受付順に交付決定することとし、予算額に達した後の申請は、交付決定を保留し、予算に余裕が生じた場合に、順に繰り上げて交付決定する。(予算に余裕が生じない場合、交付出来ない場合がある。)

(事業の変更・廃止)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見 込まれる場合、又は事業を廃止する場合は、速やかに変更・廃止承認申請書(様式第3 号)を提出し、承認を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して30日以内に下記の書類を持参又は 郵送により提出するものとする。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を請求す る権利を自ら放棄したものとみなすことがある。

【提出書類】(1)実績報告書(様式第5号及び別紙2)

- (2) 宿泊施設を利用したことを証明するもの(領収書・請求書等)
- (3) 有料施設を利用したことを証明するもの(領収書・請求書等) ※うち指定コンテンツ1件以上を含むこと

(助成金の額の確定)

第9条 前条に規定する「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行 (団体型商品))実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行 (団体型商品))助成金交付確定通知書 (様式第6号)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業((募集型企画旅行(団体型商品))助成金請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

(交付の取消)

第11条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときはその返還を求めるものとする。また、当該事実が判明した時点から2年間は助成事業の申請を受け付けないものとする。

(検査等)

第12条 当協議会は、申請者に対して、助成事業の実施状況についての報告を求め、又は 調査ができるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、 事業完了年度の翌年から5年間保管するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、当協議会が別に定めるものとする。

附則 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行(団体型商品))助成金交付申請書

年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会 会長 中村 時広 様

所在地 名 称 代表者氏名

印

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業(募集型企画旅行(団体型商品))助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 別紙1のとおり

事業計画書

旅行商品名										
旅行商品設定期間	令和	口 年	月	月	~	令和	年	月	日	
募集定員 設定本数 送客見込数	設定	×あた E本数 S見込		定員: 本 名	:	名				
販売開始日	令和	1 年	月	日						
発着地										
宿泊地 等		_	県内宿泊 病治以外) に】		《宿泊見 宿泊施設 宿泊施設		(例) 松)	み 延べ (延べ ()名)名 —————————————————————————————————
佰沿地 等			国・九州発 【】+【加算 宿 泊				南予1泊		- 延べ (- 延べ ()名)名
訪問先・体験 等 ※コンテンツリス	①有料施設等:									
ト及び食事施設から3か所以上を選	②有料施設等:									
択(有料施設2か所のうち指定コンテ	③有料又は無料施設等:									
ンツから 1 か所以 上とする)	41	有料又	は無料施	設等:						
募集媒体	(記	已載例)	DM20, 000	通、〇	○新聞撂	載(発行	示部数○	万部)、	、WEB 募集	サイト等
担当者	氏名									
	連絡先		TEL							
ュニコイ			FAX							
			E-mail							

≪添付書類≫

- ①旅行内容がわかる資料(行程表など)
- ②募集媒体(会員向けへの DM、新聞掲載、WEB 募集サイトなど)
- ※募集媒体はデータ提出も可とし、申請時に制作途中のものは完成後速やかに提出のこと ※複数の旅行商品を申請する場合は、商品ごとに作成し、添付すること。

7旅南予第号

様

南予広域観光プロモーション協議会 会長 中村 時広 ⑩

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行(団体型商品))助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行(団体型商品))助成金交付要綱第6条の規定により、その交付を下記のとおり決定します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) この助成金は、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行(団体型商品))助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに協議会の承認または指示を受けなければなりません。
 - ア申請書に記載された内容を変更するとき。
 - イ 助成事業を中止し、または廃止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。
- (3) 助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内に令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業実績報告書等を提出してください。
- (4) 協議会が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。
- (5)「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

令和 年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会 会長 中村 時広 様

所在地名名称代表者氏名⑩

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行(団体型商品))変更(中止)承認申請書

令和 年 月 日付け7旅南予第 号で交付決定通知のあった助成事業について、次のとおり変更(中止)したいので、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行(団体型商品))助成金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更(中止)の内容
- 2 変更(中止)の理由
- 3 助成金交付変更額

既交付決定額(A) 金 円

変更承認申請額(B) 金 円

差引増減額(B-A) 金 円

4 事業計画書 別紙1のとおり

7旅南予第号

様

南予広域観光プロモーション協議会 会長 中村 時広 ⑩

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行(団体型商品))変更(中止)承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金交付の変更 (中止) については、令和 7 年度 「え ひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行(団体型商品))助成 金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり承認します。

記

- 1 令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客 促進支援事業((募集型企画旅行(団体型商品))変更(中止)承認申請書記載のとおり。
- 2 交付予定額

 変更後(A)
 金
 円

 変更前(B)
 金
 円

 差引増減額(A-B)
 金
 円

- 3 交付条件
- (1)この助成金は、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業((募集型企画旅行(団体型商品))助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次の各号の. いずれかに該当するときは、速やかに協議会の承認または指示を受けなければなりません。
- ア申請書に記載された内容を変更するとき。
- イ 助成事業を中止し、または廃止するとき。
- ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。
- (3) 助成を決定した旅行商品の設定期間終了後 30 日以内に令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業((募集型企画旅行(団体型商品))実績報告書、収支決算書等を提出してください。
- (4) 協議会が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。
- (5) 令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業((募集型企画旅行 (団体型商品))助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還 を求めます。

令和 年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会 会長 中村 時広 様

所在地名名称代表者氏名⑩

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行(団体型商品))実績報告書

令和 年 月 日付け7旅南予第 号で交付決定通知のあった助成事業の実績について、次のとおり令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業((募集型企画旅行(団体型商品))助成金交付要綱第8条の規定により報告します。

実績報告書

旅行商品名										
旅行商品設定期間	令和 ′	年 月	日	~	令和	年	月	日		
募集定員 催行本数 送客数	催行本	1 本あたりの募集定員: 名 催行本数: 本 送客数: 名								
発着地										
宿泊地 等	□ 愛婉 (南	本】 爰県内宿泊 i予宿泊以外)	宿泊	泊人数》 施設名(施設名(延べ (延べ ()名)名	
	日月月	本】 り旅行 四国・九州発)								
	【基本+加算】 南予宿泊		宿泊	泊人数》 施設名(施設名(延べ (延べ ()名)名	
訪問先・体験 等 ※コンテンツリス ト及び食事施設 から3か所以上	①有料施設等:施設名(②有料施設等:施設名(,	延べ(延べ(
を選択(有料施設 2 か所のうち指 定コンテンツか ら 1 か所以上と		又は無料施記 又は無料施記 又は無料施記						延べ (延べ ()名	
する)		氏名								
		TEL								
担当者	連絡先	FAX								
		E-mail								

※複数の旅行商品の交付決定を受けている場合は、商品ごとに作成し、添付すること。 《添付書類》

- ① 宿泊人数が記載された宿泊領収書(写)、宿泊クーポン(写)、宿泊証明書(原本)、協議会が必要とするもののうちいずれか。
- ② 有料施設を利用した場合は、利用人数が記載された、領収書(写)、クーポン(写)等の支払った事が確認できるもの、施設利用証明書(原本)、協議会が必要とするもののうちいずれか。
- ③ 最終の旅行行程表

7旅南予第号

様

南予広域観光プロモーション協議会 会長 中村 時広 ⑩

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行(団体型商品))助成金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業助成金については、次のとおり助成金の額を確定したので、「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

金

令和 年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会 会長 中村 時広 様

所在地名称

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 ((募集型企画旅行(団体型商品))助成金請求書

令和 年 月 日付け観物協第 号で交付確定通知のあった助成金について、令和 7 年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業((募集型企画旅行(団体型商品))助成金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり請求します。

金

宿泊証明書

下記のとおり宿泊したことを証明します。

旅行商品名		
(ツアータイトル)		
旅行会社名		
事業所名(部署名)		
	月 日()の宿泊	名
安治日1.安治1.	月 日()の宿泊	名
宿泊日と宿泊人員	月 日()の宿泊	名
	合 計	名

宿泊施設証明者	証明日	令和	年	月	日	
	所在地					
	施設名称					印
	記載者名					

※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません

- ●この様式は、宿泊人数が記載された領収書(写)、クーポン(写)等の支払った事が証明できるものの提出が困難な場合に利用していただくものです。
- ●一つの旅行商品で複数の宿泊日がある場合は、必ず宿泊日毎に記載願います。
- ●小人幼児・添乗員・乗務員・無賃人員は除きます。
- ●宿泊施設の専用様式でも可能としますが、上記内容に準じてください。
- ●本様式の写し等での提出は受け付けません。必ず宿泊施設の押印のある原本を提出して ください。

有料施設利用証明書

下記のとおり利用したことを証明します。

下記のこれり利用した		
旅行商品名		
(ツアータイトル)		
旅行会社名		
事業所名 (部署名)		
	月 日()	名
利用日と利用人員	月 日()	名
利用日と利用八貝	月 日()	名
	合 計	名

施設証明者	証明日	令和	年	月	日	
	所在地					
	施設名称					印
	記載者名					

※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したもは認められません

- ●この様式は、利用人数が記載された領収書(写)、クーポン(写)等支払った事が証明できるも提出が困難な場合に利用していただくものです。
- ●小人幼児・添乗員・乗務員・無賃人員は除きます。
- ●施設専用様式でも可能としますが、上記内容に準じてください。
- ●本様式写し等で提出は受け付けません。必ず利用施設押印ある原本を提出してください。